

## 宇都宮市では**市独自施策**として令和7年度から **給食費**を毎月最大**2,000円**補助します。

### 補助要件<入所児童>

宇都宮市に居住しており、保育所（地域型含む）、認定こども園、幼稚園において給食費に係る実費負担のある児童（3歳～5歳児）

※認定こども園・幼稚園における教育利用の場合は、満3歳児から対象になります。

※第3子以降の副食費免除など既存事業により副食費の免除・減免等を受けている児童は対象外になります。

### 補助要件<定期一時預かり利用児童>

一時預かりを定期利用しており、入所児童と同様に給食費を月額で支払っている児童

※不定期の一時預かり保育の利用者は対象外になります。



当該補助金は保護者の方からの申請は不要です。お子様が通う保育施設等に対して補助金のお支払いをします。

※毎月の給食費から2,000円/月が引かれた状態で保育施設等から請求があります。

問い合わせ先：宇都宮市保育課管理グループ ☎028-632-2392